２　都道府県知事（法第十六条の二第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、指定試験機関。第十条の五第七号、第十一条第一項及び第十三条において同じ。）は、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

３　（略）

（登録講習業務の実施基準）

第十条の五　法第十七条の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～五　（略）

六　国土交通大臣の定めるところにより登録講習修了試験を行い、当該試験に合格した者（以下「登録講習修了者」という。）に対して、次に掲げる事項を通知すること。

イ　登録番号

ロ　登録講習修了試験に合格した年月日

ハ　修了番号

七　国土交通大臣の定めるところにより、都道府県知事に対して、次に掲げる事項を通知すること。

イ　登録講習修了者の氏名（片仮名で振り仮名を付するものとする。）

ロ　登録講習修了者の生年月日

ハ　前号イからハまでに掲げる事項

八～十　（略）

（講習業務規程の記載事項）

第十条の七　法第十七条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　第十条の五第六号の規定による通知に関する事項

十一～十四　（略）

（帳簿）

第十条の十一　法第十七条の十五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　登録講習修了者にあつては、前号に掲げる事項のほか、登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号

２～４　（略）

（登録講習業務の実施結果の報告）

第十条の十二　（略）

２　前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日及び住所並びに登録講習修了試験に合格した年月日及び修了番号を記載した修了者一覧表、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験の問題用紙、解答及び合否判定基準を証する書面を添えなければならない。

（宅地建物取引士証の交付の申請）

第十四条の十　（略）

２　都道府県知事は、法第二十二条の二第一項の規定により宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

３・４　（略）

２　都道府県知事（法第十六条の二第一項の規定による指定を受けた者（以下「指定試験機関」という。）が試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行う場合にあつては、指定試験機関。第十条の五第七号、第十一条第一項及び第十三条において同じ。）は、試験を施行する期日、場所その他試験の施行に関し必要な事項をあらかじめ公告しなければならない。

３　（略）

（登録講習業務の実施基準）

第十条の五　法第十七条の七の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一～五　（略）

六　国土交通大臣の定めるところにより登録講習修了試験を行い、当該試験に合格した者（以下「登録講習修了者」という。）に対して、別記様式第三号の七の登録講習修了者証明書（以下「証明書」という。）を交付すること。

（新設）

（新設）

（新設）

七～九　（略）

（講習業務規程の記載事項）

第十条の七　法第十七条の九第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～九　（略）

十　証明書の交付に関する事項

十一～十四　（略）

（帳簿）

第十条の十一　法第十七条の十五の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～四　（略）

五　登録講習修了者にあっては、前号に掲げる事項のほか、証明書の交付の年月日及び修了番号

２～４　（略）

（登録講習業務の実施結果の報告）

第十条の十二　（略）

２　前項の報告書には、登録講習修了者の氏名、生年月日及び住所並びに証明書の交付の年月日及び修了番号を記載した修了者一覧表、登録講習に用いた登録講習教材並びに登録講習修了試験の問題用紙、解答及び合否判定基準を証する書面を添えなければならない。

（宅地建物取引士証の交付の申請）

第十四条の十　（略）

２　宅地建物取引士証の交付を申請しようとする者（試験に合格した後一年以内に交付を申請しようとする者及び次項に規定する者を除く。）は、交付申請書に法第二十二条の二第二項に規定する講習を受講した旨の証明を受け、又は交付申請書にその講習を受講した旨の証明書を添付しなければならない。

３・４　（略）